

## 新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 9月2日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）段階的規制緩和計画の変更点は以下のとおり。

第1段階（義務的自宅待機措置）から第2段階（移行期）へ移行（9月7日

（月）午前5時より）：首都圏州サンティアゴ市レコレタ区、サン・ラモン区、ラ・システルナ区、ラ・グランハ区、サン・ホアキン区、サン・ミゲル区

（2）独立記念日（9月18日）を安全に祝福するための以下の措置を講じる。

ア 18日（金）～20日（日）は、段階的規制緩和計画の段階を問わず屋内5人、屋外10名を上限として集会を許可（バーチャル交番で専用の外出許可証が申請可能）。ただし、フォンダ（屋台）の開催及び州をまたいだ移動は禁止。

イ 17日（木）午後6時から20日（日）午後11時まで、首都圏州、バルパライソ州、ピオビオ州コンセプション市、アラウカニア州テムコ市及びパードレ・ラス・カーサス市に衛生防疫線（Cordon Sanitario）を設置する。

2 9月2日時点で、チリ国内では414,739名（死亡者11,344名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・ 当館ホームページ

[https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)